

障発0513第3号
令和2年5月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」の
一部改正について

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」(令和2年3月13日障発0313第5号当職通知)の一部を別添のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので通知します。

貴職においては、内容を御了知の上、管内市区町村等(政令指定都市、中核市を含む。)に対し、本事業について周知及び事業の促進を図っていただく等、特段の配慮をお願いします。